別紙1 施設設計要領

本団地全体の建替計画の概略設計並びに建替住宅及び集会所等の付帯施設の設計にあたっては、以下の施設設計要領(別紙1)に基づくこと。特に規定のない場合や設計の詳細については、公共住宅建設工事共通仕様書を参考にすること。

なお、以下の設計要領は建替住宅及び付帯施設の最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持管理費用等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

第1 全般事項

■基本方針	
団地計画	・周辺のまちなみ景観と調和し、かつ、住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。 ・原則として人と自動車の動線を極力分け、歩車道分離型の屋外環境を計画すること。
安全性	 ・高齢者をはじめ全ての居住者にとって分かりやすく、安全な住宅団地となるように配慮し、整備を行うこと。 ・共用廊下・共用階段・EV ホール等については、死角が生じないように見通しを確保すること。 ・共用廊下や階段等から、エントランスホール、自転車置場等の屋根、屋上又は住戸のバルコニー等へ容易に侵入できないように配慮すること。 ・雨樋等を利用して住戸のバルコニー等へ侵入できないように配慮すること。 ・転落事故防止に配慮し、足がかりをつくらない、バルコニーから屋根へ繋がらない等の配慮をすること。 ・上階から洗濯物や鉢植などの落下物等が予想される出入り口などは、事故防止に有効な措置を講ずること。 ・バルコニー、共用廊下からの落下物対策上有効な植栽等の窓先空地(落下防止対策に必要な平面距離として、√h/2以上)を確保すること。
耐久性等の向上	 ・事業全体において、浸水対策を施すこと。 ・長期間さまざまな入居者の使用に耐えることができる材料、仕上、設備、金物等を使用すること。 ・住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講じること。 ・住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講じること。 ・外部金物・金具等は、原則としてステンレス又はアルミを使用すること。
省エネルギー	・「住宅次世代省エネルギー基準」(住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成 25 年国土交通省告示第 907 号))を遵守すること。 ・照明器具は LED 製とする。 ・住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じること。 ・CASBEE による評価ランクを B+以上とするとともに、省エネルギー計画を推進するように配慮し、低炭素社会へ向けて先導するように努めること。
再生可能エネルギー	・集会所近くの住棟屋上に10kw以上の太陽光パネルを設置し、その電力の使用場所については集会所及び住棟共用部とすること。 (蓄電池設備は不要とし、逆潮流できるようにすること) ・停電時に集会所においてコンセントを使用可能とするため、パワーコンディショナに停電用コンセントを付加すること。 ・集会所の人目の付く場所に電力表示板を設置すること。

防犯	・住宅には、防犯のための適切な措置を講じること。
	・「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」を参考にすること。ただし、玄関ホールのオ
	ートロックシステムを不要とし、防犯カメラを設置せずに見通しを確保した設計とするこ
	と。
	・駐車場、ごみ置場には、盗難やゴミ投棄を抑止効果に配慮した適切な位置に、防犯カメラ
	(カラー) を費用対効果も踏まえ適宜設置すること。
日照	・日照は、住宅タイプによらず、主寝室又は DK (原則として 1 室) の開口部が、原則とし
	て冬至日(8:00~16:00)において、3時間以上の日照を受けるようにすること。
	・日照の測定ポイントは、開口部(サッシ)の中心部(FL+1m)とすること。
メンテナンス	・ライフサイクルコストの低減及び維持管理の簡便さの向上に配慮すること。
	・保守点検や修繕のための天井点検口及び床下点検口を適切に設けること。
	・保守点検、将来の修繕、取替えが容易であるような計画とすること。
経済性	・設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に
	努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。

第2建替住宅

■配置計画等	
住棟	 ・周辺のまちなみと調和し、景観へ配慮した形態・高さ及び色彩とすること。 ・緊急車両や福祉・ごみ・サービス車両の住棟アプローチを確保すること。 ・可能な限りバルコニーを南向きとする住戸の確保に努めること。 ・ビル風による影響について十分に調査・検討を行い必要に応じて対策を講じること。 ・各住棟への出入り口については、周辺道路の形態、交通量を考慮して、安全に留意した見通しの良い配置とすること。
■構造等	
構造	・鉄筋コンクリート造 (PC 造を含む。)とし、耐火構造とすること。 ・片廊下型を標準とすること。 ・できるだけ整形なものとし、必要に応じてエキスパンションジョイントを設けること。 ・住戸の床スラブは遮音、振動性能を確保すること。 ・1 階住戸の床はコンクリートスラブとし、1 階躯体床面は外部からの傾斜路によるアクセスを考慮すること。 (高齢者及び身体障がい者対策) ・コンクリート、モルタル等のひび割れ対策として、誘発目地を適切に配置すること。 ・レディミクストコンクリート工場は、JISの認定工場とし、かつ配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定することを基本とする。 (○適マーク取得工場) ・子供の屋上へのよじ登り、手摺の乗り越えなどができないものとすること。 ・平成17年総務省令第40号において定める「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を採用することとし、特定共同住宅等の構造類型は「二方向避難・開放型」とし、二方向避難は、可能な限り水平方向とすること。
外壁	・外壁は防水・美観及び防水管理面に考慮した形態および仕上げとすること。 ・妻側の外壁は鉄筋コンクリート造 (PC 造を含む。)とし、梁型を出さない形状とすること。
屋根	・住棟の屋根、屋上形状は景観や全体のデザインを考慮し、原則として勾配屋根とすること。 ・点検・清掃に配慮すること。 ・住戸上部は、陸屋根とする場合は、アスファルト保護断熱工法とすること。 ・必要に応じて吊環・メンテナンスバー等を設けること。
住棟表示等	・住棟番号を目立つ箇所に打ち込み又はステンレスプレート製作にて貼り付けとすること。 ヒートブリッジに注意すること。

階数·階高

- ・住棟の階数については、第1工区は9階建て以下、第2工区は11階建て以下とすること。
- ・居室の天井高は 天井面積の 70%以上について 2,400 mm以上を確保すること。
- ・洗面所、便所の天井高は 2,150 mm以上とすること。
- ・躯体梁下寸法は 2,050 mm以上を確保すること。
- ・居室の天井部(壁部分を除く)に梁型が現れない計画とすること。
- ・スラブから床仕上げ面までの高さは排水管勾配が、管径 65 mm以下では 1/50 以上、管径 75 mm以上では 1/100 程度を確保できる値とすること。

EV·昇降路

- ・昇降路は、防音及び振動によるトラブルがないように、住戸に隣接しないようにするなど 細心の注意を払うこと。
- ・各棟におけるエレベーター台数は原則として80戸/棟未満の場合は1台、80戸/棟以上の場合は2台、180戸/棟以上の場合は3台とし、住棟の階数、戸数等を踏まえた適切な台数、速度を設定するとともに、「公共住宅建設工事共通仕様書解説書」最新版等に基づく交通計算により、計画の妥当性を確認したうえで、戸数等に応じた基数のエレベーターを設けること。ただし、棟のエレベーターの台数が1台である場合は、予備シャフトを設置すること。(戸数は2階以上の戸数とする)
- ・風雪雨の吹き込み防止に配慮し、防錆仕上げとすること。
- ・乗用(住宅用)、9人乗り、積載量 600kg(トランク付、防犯窓付、福祉型)とし、マシンルームレス型とする。なお、複数台設置の場合のトランク付は1台とする。定格速度は原則 60m/分とする。
- ・かご内部に防犯カメラ(カラー)を設置し、内部が見えるモニターを1階のEVホールに 設置すること。
- かご敷居はステンレス製とすること。
- ・JEAS (日本エレベータ協会標準) に基づき、警報装置の連絡箇所は2か所とし、インターホン (ボックス付) を設置すること。その設置箇所は1階および中間階ホール等の人通りの多い場所とすること。
- ・乗用エレベーターには、下記の管制運転等の機能を有すること。
 - 1) 地震時管制運転
 - 2) 火災時管制運転
 - 3) ピット冠水時管制運転
 - 4) 閉じ込め時リスタート運転
 - 5) 自動診断仮復旧運転
- ・停電時自動着床装置、視覚障がい者向け仕様、自動通報システム、各階強制停止装置、遠隔点検、かご養生(かご保護マット:磁石式 1800H、床マット)、各階運転切替用 24 時間タイマー、音声合成案内装置深夜停止用 24 時間タイマー取付を付加すること。
- ・福祉型仕様とし、自動着床装置、専用乗場ボタン、かご内専用操作盤、かご内手摺、かご 内鏡、かご出入口検出器、キックプレート、視覚障がい者用装置を付加すること。
- ・緊急呼び戻し装置を設置すること。なお、1箇所に複数台のエレベーターを設置する場合 は、緊急呼び戻し装置を設置するのは1台とする。
- ・エレベーター椅子兼防災対応非常用救援物資付収納庫 (非常用トイレ機能、懐中電灯、非常用飲料水並びにブランケットを備えること) を設置すること。
- ・昇降機製造者は、次に掲げる保守条件を有する製造者を選定すること。 <保守条件>
 - ・製造者によるフルメンテナンス契約が可能であること。
 - ・専門技術者を終日待機させ、緊急時には原則として通報受信後30分以内に到着し 復旧対策を実施できる体制を有すること。
- ・昇降路のピット内は、防水仕上げとし、水がたまることがないよう施工すること。また、 浸水対策を実施すること。
- ・点検用コンセント (2個穴アース付、AC100V10A以上)を1か所、最下停止階から手の届くピット内に設置すること。
- ・昇降路は、外部から保守点検可能な構造とすること。
- ・上記の詳細な仕様等は「公共住宅建設工事共通仕様書」最新版による。

床下構造	・雨水貯留施設及び浸透施設は、住戸、集会所、倉庫の真下に設けないこと。
	・住棟の1階部分の床下には、配管の点検交換が可能なピットを設けること。
	・点検用として、防水型コンセント及び投光器等を掛けられる防錆型フックを、3 スパン前
	後につき1か所設置すること。
雨樋及び樋受	・雨樋は、厚肉のカラー塩ビ管(VP)を使用し、樋受け金物はステンレス製とし、竪樋には
	下がり止めを施すこと。
	・竪管は、階ごとにやり取りソケット(熱膨張対策用)による継手とすること。
	・台風等により破損しないよう強度等に注意すること。
共用部及び住戸	・共用部分、専用部分の鍵は3本セットとし鍵保管箱に整理し、引渡し時に鍵リストととも
の鍵	に提出すること。また、グランドマスターキー、マスターキー(各棟毎)を作成するこ
	E. Harden of the second of the
	・共用部分の鍵の方式については、実施設計時に市からの指示に基づいて決定するものとす
+ + -	3.
室名の表示	・電気室、機械室、集会所等の共用部分の室名を明示する。表示方式は、設計時に協議する
	ものとする。
■共用部分	
基本事項	・使いやすく、清潔に保てる施設となるよう整備すること。
	・床は、防水に配慮した構造とし、滑りにくい材料仕上げとすること。
	・壁は、擦傷しにくい仕上げとすること。
	・手が触れやすい部分は、表面が滑らかな仕上げとすること。
	・雨水等で汚れやすい部分は、必要に応じてより耐久性が高い仕上材を使用すること。
	・騒音や視線に配慮した計画とすること。特に、電気室、機械室、エレベーターは、騒音、
	振動等を十分に考慮すること。
	・建具等でガラスを用いる部分については、ガラスの破損、衝突防止等に配慮した構造、材
	質とすること。
	・分かりやすい防災計画とし、可燃物が放置されるようなスペースができないよう、配慮す
	ること。
	・通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図る ための措置を講じること。
上 共用玄関	・共用玄関は原則 1 か所以上とする。
光 用 公 舆	・
	・
	・*。 ・玄関ホールには、扉及びオートロックシステムを設けないものとする。
共用廊下	・共用廊下等は、合理的かつ十分な面積とし、必要以上に広くしないこと。
ן נומ(נולייכ	・雨水の排水溝、ドレイン、樋を設置し、排水溝及び床面の塗布防水を行うこと。
	・転落防止のための手摺高さは、床仕上げ面(足がかりとなる部分がある場合はその上端)
	から 1,150mm 以上とすること。 (アルミ手摺の場合、コンクリート笠木部分から 1,100mm
	以上確保すること。)
	・手摺は、天端に物等が置けない形状とすること。
	・コンクリート手摺の場合、天端は内勾配(1/3程度)とすること。
	・移動用の補助手摺は、片側にできるだけ連続させ、かつ、床面からの高さは 850mm の位
	置に設置するものとする。また、将来の両側手摺設置に配慮すること。
	・床に段差を設けないこと。スロープは、勾配を 1/15 以下とすること。
	・照明器具は各住戸前に LED 製 (一体型蛍光灯 20W1 灯相当) を設置すること。自動点滅器
	とタイマーを組み合わせ、深夜時間帯に間引き点灯ができるように配慮し、消灯を行う住
	戸玄関上にナイトライトを設置すること。
	・エキスパンションジョイントがある場合、滑らない材料を採用すること。
	・廊下の内法幅は1,300mm以上とすること。将来両側に手摺を設置する場合や設備配管等の
	突出に注意すること。車いす回転スペースを考慮すること。
	・共用廊下側にエアコン室外機の設置を計画する場合は、排水溝を設けること。排水溝の縁
	から最低幅 50mm 程度の塗布防水を行うこと。
	ペ ン(V kmil n ∧ mm il Y ∧ 元 ib b) い に l) と に 0

住棟出入口及び ・すべての人の通行に支障のないように段差は設けないこと。 玄関ホール ・住棟出入口で段差の生じる部分には、1/15以下の斜路を設け、2段手摺(H=650 mm,850mm) を両側に設けること。 ・上記スロープとは別に階段を設ける場合は、緩やかな階段とすること。蹴上げ 150mm 以 下、踏み面 300mm 以上とし、手摺を原則両側(H=850mm)に設け、段鼻の視認性に配慮す ・住棟出入口は、W=2,000 mm×H=2,000 mm以上とし、出入口床面は、1/50~1/100 の勾配を とること。 ・EPS については、共用分電盤、電話端子盤等、電気設備の盤が取付可能なスペースを確保 すること。 ・エントランスホールには、集合郵便受、掲示板、住戸案内板、ベンチを設置すること。 ・警報盤・受信機等は、1 階エントランス等人通りの多い場所に識別可能となるように設置 すること。なお、ポンプ類、太陽光発電、連結送水管を設置した場合、警報及び異常を警 報盤に表示させること。また、警報盤・受信機等には、いたずら防止対策を行うこと。 集合郵便受は、修繕、取替交換が可能なものとするほか、南京錠(入居者負担による)が 取り付けられるタイプとすること。 ・コンセントを設ける場合は、鍵付きの蓋を設けること。 ・照明器具は LED 製 (一体型蛍光灯 20W1 灯相当) を適切に配置すること。 EVホール ・EV ホールは、住戸から歩行距離 50m 以内とする。50m を超える場合は、エレベーターを 2 か所に分割して設置する。廊下等の動線から分離した人だまりを EV1 台あたり 3 ㎡以上 かつ、1,500 mm×1,500 mm以上設けること。 ・EVホールには、風除スクリーン等の防風・防雨に有効な措置をとること。 ・共用廊下から連続した補助手摺を設置すること。設置高さは床面から850㎜を基本とす ・エレベーターから降りた時に、見やすい位置に階数表示板(ステンレス製)及び掲示板を 設置すること。 ・エレベーターホールには、到着するかごの昇降方向を音声案内する装置を設置すること。 ただし、かご内に、エレベーターの出入口が開いた際に、昇降方向を音声案内する装置を 設置している場合は除く。 ・かご内部が見えるモニターを1階のEVホールに設置すること。 ・照明器具は LED 製(一体型蛍光灯 20W1 灯相当)を適切に配置すること。 EV ホールには、ベンチを設置すること。 ・屋内階段には両側に手摺を設け、最上部に換気口、各踊場に窓を設けること。 階段・階段室 ・階段の内法幅は屋内階段 1,200mm 以上、屋外階段 900mm 以上とすること。階段の蹴上げは 180mm 程度、踏み面は 240mm 程度とすること。 ・屋外階段を複数設置する場合は、両側に手摺を設置した内法幅 1,200mm 以上の階段を原則 1か所設置すること。 各階の見やすい位置に階数表示板(ステンレス製)を設置すること。 ・照明器具は LED 製(一体型蛍光灯 20W1 灯相当)を適切に配置すること。 ・踊り場には段差を設けないこと。 ・段鼻ノンスリップは視覚障がい者に配慮したものとすること。 設備配管スペー ・設備配管スペースは、共用廊下に面した場所に設け、排水管は床上ころがし配管とするこ ス とにより、設備機器等の更新が容易にできるように計画すること。また、給湯器は当スペ ース内に設けること。 倉庫 ・階段下等を有効に活用し共用の倉庫を設けること。 給水ポンプ室 ・給水ポンプ室を設置する場合は、騒音・振動に配慮した計画とすること。 その他 ・種々共用盤等の設置場所を適切に確保すること。 ・各棟1箇所以上に雨水貯留タンク(200L)を設けること。

■専用部分の共通事項	
共通	・建替住戸内及び専用倉庫内は、段差のない床仕上がりとすること。
	・居室内における化学物質の発散による衛生上支障の防止を図るための措置を講じること。 ・住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢
	者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講じること。
	・玄関・浴室・便所に手摺を設置すること。
	・特に1階部分の住宅については、プライバシーの確保に留意すること。
	・転倒事故防止のため「すべりにくく、あまり硬い床にしない」仕様とすること。
開口部の庇	・原則として、外壁に面した出入口・開口部には庇を設けること。ただし、上階の共用廊 下、バルコニー等が庇の役割を果たしている場合は、これに替えることができる。
空調設備用下地	・居室全室にルームエアコンを取り付けられるよう、スリーブ、インサート、室内機設置の
補強	ための下地補強、室外機設置スペース、コンセントを計画すること。補強等の位置及び電
ウリのおがけれ	気容量については、汎用レベルのメーカー製品が使えるよう配慮すること。
家具の転倒防止	・家具の設置が想定される壁面においては、転倒防止付鴨居の設置もしくは、腰高家具等転倒防止金物取付用下地補強を施すこと。
将来手摺設置用 下地補強	・廊下等の主要な動線、居室の出入口付近及び洗面所の浴室への出入口付近には、将来手摺 設置用下地補強を施すこと。
緊急時の想定	・建具はなるべく引戸とし、浴室とトイレの扉は緊急時に開放できるようにすること。
開口部の性能	・居室の外壁の開口部に使用するサッシ又はドアセットは、それぞれ次の性能を有するもの とすること。
	・JIS A4706 (ドアセットでは JIS A4702) に規定する試験方法により確かめられた透過損
	失の平均値が 20dB 以上であること。
	・JIS A4706 に規定するサッシ又は JIS A4702 に規定するドアセットで、その遮音等級が T-
	1以上であること。
換気 	・各室には換気小窓(サッシに附属しているもの)、またはこれに代わる換気設備を有効に 設け、玄関ドア以外の住戸内建具には、アンダーカット又は通風用として機能上問題とな らない開口を設置すること。
	・住戸内の気流を有効に働かせるよう、24 時間機械換気システム(ファン及び自然給気口等)を適切な場所に設置すること。
	・台所の換気扇を作動した場合、玄関戸が容易に開くよう、給気には気を付けること。
内部建具	・建具の開閉音低減のため、戸当たりゴム等を設置すること。
	・建具は引戸を原則とし、把手や彫込引手を設置すること。また、指づめ防止に配慮すること。
	こ。 ・開き戸の場合は、レバーハンドルを設置すること。
	・住戸内出入り口の有効幅員は 800 mm以上、高さは 1,900 mm以上とすること。
外部建具	・アルミサッシは網戸を実装し、設置場所に応じて必要な耐風圧性、遮音性、防火性が確保
	されるものを設置すること。引違い窓には、大型クレセントを設置すること。
(玄関扉は除く)	・住戸の共用廊下に面する窓には、緊急時に室内から脱出可能な構造の面格子を設置するこ
	と。
	・居室の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレールを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。
	・障子は設置しないもとし、敷居及び鴨居の溝は無しとすること。
その他	・建具は BL 製品同等品以上とすること。
	・ドア把手、水栓等はレバー式とすること。
	・便所、洗面室の壁仕上げは耐水性・耐久性・耐汚染性に配慮すること。
	M/N Vu回主ツキは上げは側がは、側がは、側げ木はに比慮すること。

■各室の水準	(専用部分)
一般住戸	
各室の規模	・台所系室面積は下記のとおりとする。
	K: 5.5 m ² 以上7.5 m ² 未満
	DK: 7.5 m ³ 以上 14.5 m ³ 未満 <mark>(ただし、車いす 2 DK では 14.5 m³以上を可とする)</mark>
	LDK: 14.5 m ² 以上
	・居室面積は、一室は内法9㎡以上、その他の室は内法6.5㎡以上とすること。
	・同タイプで公営住宅法上の住戸専用面積が変わらないよう配慮すること。(ただし、車い
	す住戸は除く。)特に妻側の住戸については、外壁に梁型を出さない形状とすること。
玄関	・玄関扉の沓ずりは、H=10 mm以下とし、面取りを行うこと。
	・玄関扉については、標準寸法として、高さ 1,900 mm、幅 850 mmとし、シリンダー錠、ドア
	スコープ、新聞受箱、ドアガードを設置すること。
	・住戸の玄関扉は両面フラッシュ気密枠及び耐震枠とし、シリンダー錠は破壊やピッキング
	が困難な構造のものとし、鍵の交換時にはシリンダーのみの交換で対応できるものとする
	こと。
	・玄関又は玄関ホールには、靴を履いたり脱いだりするためのいすの設置や手押し車を置け
	るスペースを確保すること。
	・玄関の上がり框は、10mm以下とし面取りを行うこと。
	・傘立て・下足箱等の設置空間を W=900mm×D=400mm 程度確保し、うち下足箱については、
	W=700mm×D=400mm 程度、H=2000mm 以上のものを設置すること。
	・上がり框部分に、補助手摺(L型=600 mm)を設置すること。
	・廊下の有効幅員は 900 mm以上 (手摺がある場合は、手摺面より、有効 800mm 以上) とす
	ること。
	・玄関ドアの開閉の際に共用廊下の通行へ支障とならないように、玄関前に適切な大きさの
	アルコーブを設けること。
/ ==	・住戸前玄関付近にドアホン、室名札(室番号付き)を設置すること。
便所	・原則として、廊下側出入を標準とすること。
	・原則、横入り、引戸とし、明かり窓を設けること。内法有効寸法:900mm×1,400mm以
	上、縦入り:1,200mm×1,400mm 以上とすること。
	・出入口の有効幅は 800 mm以上とすること。
	・L型手摺を便器に近い壁に設置すること。
	・ペーパーホルダーを設置すること。
	・トイレットペーパー等を置けるように固定棚板等を設けること。
	・強制換気を行うこと。
	・建具の鍵はサムターン付レバーハンドル非常時解錠機能付とすること。
	・便所が居室に面する場合は、間仕切壁にグラスウール 32K を充填するなど遮音性に配慮す
	ること。
洗面・脱衣室	・天井点検口を設けること。
沈囲・脱び至	・出入口の有効幅は 800 mm以上とし、脱衣室は、居住室、台所、食事室、玄関部分と建具で仕切られたものとすること。
	・内法有効寸法で1,400mm×1,600mm 程度とすること。
	・洗濯機、衣類乾燥機は、洗面所に置けるよう計画すること。ただし、衣類乾燥機は洗濯機
	の上部を使用すると考えてもよいものとする。
	・洗濯防水パンと壁との取り合い部分にはシーリングを行うこと。洗濯用水栓は緊急止水弁
	が、
	・洗濯パンは乾燥機付き洗濯機(ドラム式)に対応すること。
	・洗面はシングルレバー混合水栓とすること。
	・強制換気を行うこと。
	・床下点検口を設けること。
	・タオル掛けを設置すること。

・1DK、2DK についてはユニットバス 1216型、2LDK、3DK、3LDK についてはユニットバス 浴室 1418型と同程度以上のものとし、修繕時には取替え可能な構造とすること。 ・浴槽内での立ち座り、姿勢保持のための手摺(L型手摺)、洗い場の立ち座りのための手 摺(I型手摺×2)、浴室の出入の補助手摺を設置すること(I型手摺)。 ・浴室の扉は有効幅員 650mm 以上とし、緊急時には外から救助に入ることができるよう、非 常時解錠機能付きとすること。 ・浴槽のまたぎ高さは、350~450mm 程度とすること。 ・洗面脱衣室と浴室との出入り口の段差は設けないものとする。 ・防滑性・抗菌性の高い素材を使うこと。 ・照明器具は LED 製を設置すること。 ・強制換気を行うこと。 タオル掛けを設置すること。 ・コンロと側壁の間は 150 mm以上離すこと。また、前面及び側壁面に適切な断熱処理を 台所 し、耐熱ボード(化粧セメントけい酸カルシウム板)を設置すること。 ・流し台(2LDK以上は W 1,500、それ以外は W1,200)、コンロ台(W 700以上)、バックガ ード付、吊り戸棚(2LDK以上はW1,500、それ以外はW1,200)、冷蔵庫、食器棚等が有 効に配置できる形状とすること。 ・調理器具の熱源をガスとし、コンロ台付近に露出型ガスコンセントを1個設置すること。 また、電気調理器電源(200V×20A=4kVA) も設置すること。 ・給排気に十分注意すること。 ・流し台・コンロ台・脇台・吊り戸棚と壁の取り合いは、適切にコーキング等で処理するこ ・仕上げは準不燃材以上とすること。 居室 ・1DK の居室はすべて洋室とし、2DK、2LDK、3DK 及び3LDK の居室は原則として居室のうち (洋室・和室) 1室は畳の部屋とすること。 ・1DK は1室、2DK 及び2LDK は2室、3DK 及び3LDK は3室の就寝室を設けること。 ・就寝室から他の就寝室を通ることなく、玄関や便所等に行くことができるように計画する ・クーラー用スリーブ75 φ、クーラー取付用インサートを設置すること。クーラー用裏板 補強は、全ての機種に対応できる位置とすること。排気筒や屋外機が共用部分に飛び出さ ないよう配慮すること。 ・日焼け対策等の養生のために、日焼け防止カーテン(黒ビニール程度)及び養生シート (防虫シート程度)を設置すること。 アルミ製ダブルのカーテンレールを設置すること。 ・居室には壁埋込型ガスコンセントを1個設置すること。 収納(押入れ・ ・各居室に1か所以上設置すること。 物入れ) ・全居室面積の9%程度の収納空間を確保すること。 ・押入・収納は極力外壁面に設置しないこと。 ・和室の押入の開口は原則、壁芯1,800 mmとし、天袋または枕棚を設置すること。 ・ただし、外壁に面した箇所等では壁寸法が大きくなり、結果的に間口の内寸が小さくなる ことがあるため、これらに配慮した有効寸法とすること。 ・押入には H=800 の位置に中棚を設けること。 ・物入れには、可動式の中棚(2段)を設置すること。また、洋室の収納には、洋服掛け用 にハンガーパイプ及び枕棚を設置すること。 ・結露対策として、建具上下に換気口を設けること。また、外壁に面する押入・物入は通気

孔を設けること。

バルコニー	・隣地境界工作物に面する住棟のバルコニーの腰壁については、隣接する戸建住宅地に対す る遮蔽性等に配慮するため、スリット構造のないコンクリート版又は金属パネル版とする
	こと。
	・住戸のバルコニーは、有効幅員は 1,200mm 以上とし、エアコン室外機置場、物干し金物及
	び避難器具等の配置を十分に考慮すること。
	・物干金物を使う部分は、通風・日照を確保すること。
	・物干し金物は腰付きタイプ (3DK 及び 3LDK は 2 セット) とし、エアコン室外機は床置き
	を原則とすること。
	・原則隣戸と連続させ、避難時に有効な隔板(有効 W=800 mm)を設置し、避難経路である旨
	を示す文字書きを行うこと。
	・手摺高さは、床仕上げ面又は、足掛かりとなる部分から 1,150mm 以上とすること。
	・手摺は天端に物が置けない形状とすること。
	・コンクリート手摺とする場合の手摺の天端は、床から H=1,150 mmとし、足がかりになる
	ものの天端から 1,100 mm以上離すこと。天端は内勾配 1/3 程度とすること。
	・雨水の排水溝、ドレイン、樋を設置すること。
	・排水溝・床面には塗布防水を行うこと。
	・水の溜まらない構造とし、床面の排水勾配は1/30程度とすること。
	・床仕上げは、防水性を有すること。
	・吹き降りに配慮すると共に、最上階のバルコニーは庇を設ける等の雨さらしとならないよ
	う配慮すること。
	・台所の排気が洗濯物などに直接当たらないように配慮すること。
点検口	・主要設備に設ける点検口は、開閉可能な仕様(原則 600□を標準)とすること。
車いす 2DK	
基本方針	・車いす 2DK については、一般住戸の仕様によるほか、以下の設計要領に準拠することと
	し、入居者の利便性を十分考慮すること。
	・浴室、洗面所、便所等に位置について、利便性について配慮すること。
	・全室、玄関、廊下には手摺下地を設けること。
	・全室、玄関、廊下の壁面・家具など車いす通行箇所全てに巾広巾木又はキックプレート
	(H=350mm) を設けること。
	・各室建具は引き戸とすること。
	・車いすに対応した床等の耐久性に配慮すること
	・原則1階に配置すること。
玄関	・玄関扉は、有効 850mm 以上の自閉式片引きフラッシュハンガー引き戸とし、新聞受箱は単
	独で設置すること。
	・上がり框はステンレス製とし、段差を設けないこと。
便所・洗面所	・出入り口は有効幅 850mm 以上の片引き戸とすること。
	・周囲には有効に手摺を設けること。
	・1.5m×1.5m の回転スペースを設けること。
	・洗面台は、薄型で下部に車いすの足が入る構造とし、配管等が支障にならないようにする
	こと。
	・便所には天井点検口を設けること。
	・洗面所には床下点検口を設けること。
New yellow	・便所と洗面所が一体の場合は目隠し用の扉を設置すること。
浴室	・車いす対応とし、単独でも入浴できる配慮されたものとすること。
	・ユニットバスを導入する場合は 1822 以上とすること。
	・車いすのまま浴室に入れるように出入り口は3枚引き戸とすること。
/r-	・浴室入り口の有効寸法 800mm 以上を確保すること。
台所	・流し台及びコンロ台は、下部に車いすの足が入ることが可能な構造とし、配管等が支障に
	ならないようにすること。

居室	・居室は、全室洋室とすること。
	・居室の掃き出し窓は、有効幅 850mm 以上の引き違い戸を 1 か所以上設けること。
	・居室には壁埋込型ガスコンセントを 1 個設置すること。
収納	・車いすの利用を考慮すること。(浅型物入れ、物入れの中まで車いすが入れる等)
バルコニー	・車いすで居室とバルコニーを出入りできるよう段差等に配慮されたものとすること。
	・車いすで十分活動できるよう 1.8m 以上の奥行をとること。
	・物干金物は、可動式(高さ調整機能付け)とすること。
	・火災時等に車いすでバルコニーから外部に避難が可能なものとすること。
	・施錠可能なものとすること。
点検口	・主要設備に設ける点検口は、開閉可能な仕様(原則600口を標準)とすること。
専用倉庫	
基本事項	・天井高さは 2,000mm 以上とすること。
	・住戸の鍵で解錠できるよう、住戸と同一のシリンダーを使用すること。
	・床仕上げは、防水性を有すること。
	・照明器具、スイッチを設置すること。
	・換気対策を行うこと。
	・結露対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。

第3付帯施設等

■集会所	
基本事項	・集会所は、本団地の自治会の集会だけでなく、地域住民を中心としたボランティア等による多様な用途での利用に配慮し、近隣のコミュニティの形成に寄与する計画とすること。
構造	・鉄筋コンクリート造とし、耐火構造とすること。
玄関	・天井高さは、2,700 mmとすること。
	・出入口は、引違い戸とすること。
	・玄関とホールの段差は、15mm 以下とし、車いすで出入りできるスロープを設置するこ
	と。
	・その他、各室の段差などは、10 mm以下とすること。
	・80 人程度が使用可能な作り付けの下足箱を設置し、スノコを設置すること。
	・掲示板、行事予定板を設置すること。
	・80 人程度が使用可能な傘立て及びスリッパ80 足を備えること。
集会室	・自治会等の集会、祭事等に利用するものとし、外部との一体利用も考慮すること。
	・天井高さは、2,700 mm以上とすること。
	・洋室で90㎡以上とし、2室として利用できるよう、可動間仕切り壁を設置すること。
	・洋室と和室の一体的利用を考慮すること。
	・玄関ホールからの出入口は引違い戸(換気ガラリ付き)とし、H=1,900 mmとすること。
	・玄関ホールとの間には、段差を設けないこと。
	・開口部は掃き出し式で、網戸、雨戸を設置すること。
	・維持管理を入居者が行うことを考慮し、電気代等の維持管理費に配慮した空調設備(ルー
	ムエアコン)を設置すること。
	・壁埋込型ガスコンセントを2個設置すること。
	・四周に幅広天井廻り縁又はピクチャーレールを設けること。
和室	・天井高さは、2,600mm 以上とすること。
	・10 帖以上とすること。
	・開口部には、網戸、雨戸を設置すること。
	・維持管理を入居者が行うことを考慮し、電気代等の維持管理費に配慮した空調設備(ルー
	ムエアコン) を設置すること。 ・壁埋込型ガスコンセントを1個設置すること。
	・埋入れを設置すること。
	177MVで以巨ナるこ ₀

### 3		
	湯沸室	・集会室及び和室での集会、行事、祭事のお茶等の準備に使用することに配慮すること。
・コンロと側壁の間は 150 m以上離すこと。また、前面及び側壁面に適切な財熱処理をし、耐熱ボード(化粧セメントけい喉かルシウム板)を設置すること。流し、食器側等が有効に配置できる形状とすること。また、露出型ガスコンセントを1個設置すること。 ・透過寒気の熱寒は、原外壁掛け型ガス給湯器とすること。また、露出型ガスコンセントを1個設置すること。 ・透過寒気を行うこと。 ・透過寒気を行うこと。 ・理の関係をを行うこと。 ・連の薬を行うこと。 ・単れり性関所を男女共用として整備すること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・ 地が食理のため味下ピットを設置すること。 ・海除角具収熱のため物入れ及び掃除液しを設置すること。 ・海除角具収熱のため物入れ及び掃除液しを設置すること。 ・海除角型収熱のため物入れ及び掃除液しを設置すること。 ・海除角型収熱のため地入れ及び掃除液しを設置すること。 ・海除角型収熱のため地入れ及び掃除液できる置きること。 ・ に何間切りに、洗面手洗器及び化生態を設置すること。 ・ に何が程度の大きさとすること。 ・ ボールームエアコンを設置すること。 ・ ボールームアコンを設置すること。 ・ ボールームアコンをはでが発生すること。 ・ ボールームアコンをはでが発生すること。 ・ 水部の単金対の性が経できるよう、集会所と同一のシリングーを使用すること。 ・ 集会室に対して設けること。 ・ 大部・内部より利用できるようにすること。 ・ 集会なに近接して設けること。 ・ 大部・内部より利用できるようにすること。 ・ 東全部、和宝、管理人家等の発ですること。 ・ 東全部、和宝、管理人家等の分が記し面する間口部には、アルミ製グブルのカーテンレール 及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。 ・ 東全部、和宝、管理人家等の外部に面する間口部には、アルミ製グブルのカーテンレール 及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。 ・ 空間研究をに、空内を受けること。 ・ 空間研究をに、空内を受けること。 ・ 空間研究をに、空内を受けること。 ・ 空間研究をに、ことに、空間付近及び各室に、空角和を設置すること。 ・ 空間を受けること。 ・ 空間を受けること。 ・ に話用をジュラージャックを乗会者と管理人家に設置すること。 ・ に読用をジュラージャックを乗会者と管理人家に設置すること。 ・ 機器機能用に点検口を設けること。 ・ 機器機能に応じた防災数値を各法塊に合数すること。		・9 ㎡程度の大きさとすること。
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		・天井高さは、2,400 mm程度とすること。
・流し台(以1,800)、ガス右(似1900)、バックガード付、吊り戸棚(似1,800)、冷蔵庫、食器開等が有効に配置できる形状とすること。また、後出型ガスコンセントを1個設置できるとと。・強制接気を行うこと。 ・強制接気を行うこと。 ・強制接気を行うこと。 ・強制接気を行うこと。 ・強制接気を行うこと。 ・共・市高に、2,400 mm程度とすること。 ・共・市高に、2,400 mm程度とすること。 ・共・市高に、2,400 mm程度とすること。 ・地がき器、トイレットペーパー等が限けるように拥を設置すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・コンロと側壁の間は 150 mm以上離すこと。また、前面及び側壁面に適切な断熱処理を
原、食器傳等が有効に配置できる形状とすること。また、露出型ガスコンセントを1個設置すること。 ・適齢者の熱調は、屋外壁掛け型ガス結構器とすること。また、露出型ガスコンセントを1個設置すること。 ・適制換気を行うこと。 ・連いす用便所を男女共用として整備すること。 ・手にす用便所を男女共用として整備すること。 ・手にす用便所を男女共用として整備すること。 ・ 手にす用便所を男女共用として整備すること。 ・ 上型手材を便器に近い壁に設置すること。 ・ 上型手材を便器に近い壁に設置すること。 ・ 上型手材を便器に近い壁に設置すること。 ・ 直除上段域的ため物入れ及び制除液しを設置すること。 ・ 海際用具収納のため物入れ及び制除液しを設置すること。 ・ 海際出具収納のため物入れ及で制除液しを設置すること。 ・ 海衛室として利用できる管理人室を設けること。 ・ 「伊原周りに、洗価手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 「伊原の大きさとすること。 ・ 本審室として利用できる管理人室を設けること。 ・ 「中審室として利用できる管理人室を設けること。 ・ 「中審室として利用できる管理人室を設けること。 ・ 「中審室として利用できるを選上室を設けること。 ・ 「中審室として利用できるとの上で、大井在とは、2 400 mm程度とすること。 ・ 「中本では、原本化とすること。」 ・ 外部より利用できるようにすること。 ・ 発生に対していまいでは、原本とはでは、原本とはではなど、と、外部から集全所の鍵で解綻できるよう、集全所と同一のシリングーを使用すること。 ・ 完生と対抗と変と、生きなには検して致けること。 ・ 外部から集全所の鍵で解綻できるよう、集全所と同一のシリングーを使用すること。 ・ 生会室に返りまとさと。 ・ 生会室に検して致けること。 ・ 外部から集全所の鍵で解綻できるよう、集全所と同一のシリングーを使用すること。 ・ 生会室に関い器具、スイッチ(機気用に値すること。カーケンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・ 全部に応じため災数備を各は現に合数すること。 ・ 連約規模に応じため災数備を各は現に合数すること。 ・ 連約規模に応じため災数備を各は現に合数すること。 ・ 連続表検解用に原使りを設けること。 ・ 機器点検用に原体のを設けること。 ・ 機器点検用に原体のを設けること。 ・ 機器点検用に原体のを設けること。 ・ 機器点検用に原体のを設けること。		し、耐熱ボード(化粧セメントけい酸カルシウム板)を設置すること。
・湯沸室の熱源は、屋外磁掛け型ガス給湯器とすること。また、霧出型ガスコンセントを1個設置すること。 ・強制換を行うこと。 ・男子便所(祥式大便器1、壁排型小便器(感知式、センサーー体型)1)、女子便所(祥式大便器1)を別に設置すること。 ・海線及を行うこと。 ・市いす用便所を男女共用として整備すること。 ・支持機及を行うこと。 ・市いす用便所を男女共用として整備すること。 ・大井高さは、2,400mm程度とすること。 ・出人口は、片引き戸上すること。 ・人型手摺を便器に近い壁に設置すること。 ・ 振拳を器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 ・ 振体用型収納のため始入れ及び帯窓流しを設置すること。 ・ ・ 使所周りに、洗面手洗器及び性粗峻を設置すること。 ・ ・ 使所周りに、洗面手洗器及び性粗峻を設置すること。 ・ ・ 10 m程度の大きさとすること。 ・ ルームエアコンを設置すること。 ・ ア井高さは、2,400mm程度とすること。 ・ ア井高さは、2,400mm程度とすること。 ・ 川のが程度の大きさとすること。 ・ ア井高さは、2,400mm程度とすること。 ・ ア井高さは、2,400mm程度とすること。 ・ ア井高さは、2,400mm程度とすること。 ・ 外部より利用できるようにすること。 ・ 外部より利用できるようにすること。 ・ 外部から集会所の誰で解験できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 体生が技術を行うこと。 ・ 特殊対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気和を設けること。 ・ と発が対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気和を設けること。 ・ と発が内部より利用できるようにすること。 ・ 生命室に対して設けること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 集会室、和室、管理人室等の外部に面する間口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール 及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・ 電話用モジュラージャックを集全電と管理人室に設置すること。 ・ 連物規模に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 連続記録に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 連続記録に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 連続記録に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 機器の検用に応使ロを設けること。 ・ 機器の機能に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 機器の機能に応じた防災設備を各議に設置すること。 ・ 機器の検問に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 機器の機能に応じた防災設備を各法地に合致すること。 ・ 機器の限用に応使ロを設けること。 ・ 機器のに関値で記述すること。 ・ 機器の限用に応使ロを設けること。		・流し台(W 1,800)、ガス台(W 900)、バックガード付、吊り戸棚(W 1,800)、冷蔵
(側設置すること。 ・強制終気を行うこと。 ・現子便所(祥式大便器1、壁静型小便器(感知式、センサーー体型)1)、女子便所(祥 式大便器1)を別に設置すること。 ・強制終気を行うこと。 ・連いりず川便所を男女共用として整備すること。 ・天井高さは、2,400 mm程度とすること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・出後き器、トイレットペーパー等が殴けるように棚を設置すること。 ・点検・修理のため物入れ及び掃除流しを設置すること。 ・点検・修理のため水下レントを設置すること。 ・点検・修理のため水下レントや設置すること。 ・点検・修理のため水下レントやを設置すること。 ・ に便所周りに、洗面手洗器及び化量を設置すること。 ・ に便所周りに、洗面手洗器及び化量を設置すること。 ・ に便所周りに、洗面手洗器及び化量を設置すること。 ・ にのよれエアコンを設置すること。 ・		庫、食器棚等が有効に配置できる形状とすること。
(関所		・湯沸室の熱源は、屋外壁掛け型ガス給湯器とすること。また、露出型ガスコンセントを1
世所 ・ 男子便所(洋式大便器 1、壁掛型小便器(感知式、センサーー体型)1)、女子便所(洋式大便器)、強制換気を行うこと。 ・強制換気を行うこと。 ・地へは、片引き戸とすること。 ・出人口は、片引き戸とすること。 ・出人口は、片引き戸とすること。 ・ 出後を器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 ・ 接触手機、修理のため味下ビットを設置すること。 ・ 接腕用具収納のため物入れ及び掃除流しを設置すること。 ・ 使所周りに、洗面干洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 便所周りに、洗面干洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 便所周りに、洗面干洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 地へムエアコンを設置すること。 ・ ルームエアコンを設置すること。 ・ 水部がら集会所の経験を行うこと。 ・ 外部がら集会所の経験に守るよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 外部がら集会所の健和解症できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 操気対策を行うこと。 ・ 外部がら集会所の経験に対していました。 ・ は実対策を行うこと。 ・ 上が保護の大きことすること。 ・ 上が保護の大きことすること。 ・ 上が保護の大きさとすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるよう。または、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの可法は、原則として接具幅 200mmとすること。 ・ 条室に限明器具、スイッチ(幾気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 空間が展域に応じた防災設備を各法規に合致すること。 ・ 連続機械に応じた防災設備を各法規に合致すること。 ・ 機器系検別に応放しを設けること。 ・ 機器系検別に応放しを認けること。 ・ 機器系検別に応放しを認けること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を各法規に合致すること。 ・ 機器系検別に応放しを認けること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を各法規に合致すること。 ・ 機器系検別に応放しを設けること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を各法規に合致すること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を各法規に合致すること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を各法規に合致すること。 ・ 機器系検別に応放しを設けること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を予した。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を予した。 ・ 機器系検別を設けること。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を予した。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を予した。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を予した。 ・ 機器系検別に応放した防災設備を予した。 ・ 機器系検別に応放した防災に対したびに対して対したが関して対しために対して対したが関して対したが関して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対して対し		個設置すること。
世界 ・ 男子便所(洋式大便器 1、壁掛型小便器(感知式、センサーー体型)1)、女子便所(洋式大便器 1、壁掛型小便器(感知式、センサーー体型)1)、女子便所(洋式大便器 1、壁掛型小便器(感知式、センサーー体型)1)、女子便所(洋式大便器)1、空間に設置すること。 ・ 理いす用便所を男女共用として整備すること。 ・ 出人口は、片引き戸とすること。 ・ 出人口は、片引き戸とすること。 ・ 出後音響、ドイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。・ 接触音響、ドイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。・ 使所属りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 便所属りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 10 ㎡程度の大きさとすること。 ・ ルームエアコンを設置すること。 ・ ルームエアコンを設置すること。 ・ 10 ㎡程度の大きさとすること。 ・ 川口部には、瀬戸を設置すること。 ・ 地口部程度の大きさとすること。 ・ 外部から集会所の整件解析できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・ 外部から集会所の整件解析できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・ 地域対策を行うこと。 ・ 外部から集会所の整件解析できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・ 連続対策を行うこと。 ・ 外部がら集会所の建て解析できるよう。 ・ 全の情度の大きさとすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・の勝手口を設けること。 ・ 外部・の勝手口を設けること。 ・ 外部・の勝手口を設けること。 ・ 実性上げな、防水性を有すること。 ・ 実性上げな、防水性を有すること。 ・ 実性、上げな、防水性を有すること。 ・ 実性、上げな、防水性を有すること。 ・ 実性、上げな、防水性を有すること。 ・ 実性、関盟具、スイッチ(機気用は確認表示が付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 運動機模に応じた防災設備を各法規に合数するより設置すること。 ・ 機器系検川に点検和を設けること。 ・ 機器系検川に点検和を設けること。 ・ 機器系検別に急様の日を設けること。 ・ 機器系検別に点検和を設けること。 ・ 機器系検別に点検和を記述を発達していました。 ・ 機器系検別に点検和を発達していました。 ・ 機器系検別に点検和を発達していました。 ・ 機能のは、対しないました。 ・ 実施を設けること。 ・ 実施を設定していました。 ・ 実施を設定していました。 ・ 実施を記述を対していました。 ・ 実施を記述を対していました。 ・ 実施を記述を対していました。 ・ 実施を表述を対しないました。 ・ 実施を記述を対しないました。 ・ 実施を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を		- ・強制換気を行うこと。
	便所	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		式大便器 1) を別に設置すること。
車いす用便所を男女共用として整備すること。		
 ・ 天井高さは、2,400 mm程度とすること。 ・出入口は、片引き戸とすること。 ・北巻き器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 ・振徐き器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 ・点検・修理のため味下ビットを設置すること。 ・点検・修理のため味下ビットを設置すること。 ・便所周りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・10 mf程度の大きさとすること。 ・10 mf程度の大きさとすること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・月田部には、網戸を設置すること。 ・明口部には、網戸を設置すること。 ・増取り利用できるようにすること。 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部かり無力できるようにすること。 ・外部かり無力できるようにすること。 ・探生上げは、防水性を有すること。 ・探生上げは、防水性を有すること。 ・海線対策を行うこと。等に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・全鉄の清掃に必要な道具を保管する管理倉庫を設けること。 ・外部から集会所の鍵で解鍵できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・外部から集会所の鍵で解鍵できるよう。、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・外部から集会所の鍵で解鍵できるよう。集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・保金室に近接して設けること。 ・集舎室、和室、管理人室等の外部に面する関ロ部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーデンを取り付けること。カーデンレールの寸法は、原則として建具幅十200mmとすること。 ・各室に限明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
・出入口は、片引き戸とすること。 ・1.型手褶を優器に近い壁に設置すること。 ・紙巻き器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 ・掃除用具収納のため物入れ及び掃除流しを設置すること。 ・ 痕検・修理のため床下ピットを設置すること。 ・ 痕検・修理のため床下ピットを設置すること。 ・ 痕所関りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 復所関りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・ 10 mf程度の大きさとすること。 ・ 11 mf程度の大きさとすること。 ・		
- 1. 型手槽を便器に近い壁に設置すること。 - 紙巻き器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 - 掃除用貝収納のため物入れ及び掃除流しを設置すること。 - 点検・修理のためを下ビットを設置すること。 - 点検・修理のためを管理人室を設けること。 - 一度所属りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 - 10 ㎡程度の大きさとすること。 - ルームエアコンを設置すること。 - ルームエアコンを設置すること。 - ルームエアコンを設置すること。 - 別口部程度の大きさとすること。 - 別口部程度の大きさとすること。 - 別口部程度の大きさとすること。 - 外部より利用できるようにすること。 - 外部より利用できるようにすること。 - 外部から集会所の鍵で解綻できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 - 接索対策を行うこと。 - 持露対策を行うこと。 - 持露対策を行うこと。 - 治露対策を行うこと。 - 治露対策を行うこと。 - 治露対策を行うこと。 - 治露対策を行うこと。 - 治露対策を行うこと。 - 京本行うにより、外部・内部より利用できるようにすること。 - 20 ㎡程度の大きさとすること。 - 外部・内部より利用できるようにすること。 - 外部・内部より利用できるようにすること。 - 外部・内部より利用できるようにすること。 - 外部から集会所の鍵で解綻できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 - 外部への勝手口を設けること。 - 東仕上げは、防水性を有すること。 - 外部への勝手口を設けること。 - 集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として連具幅+200mmとすること。 - 本室に限明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 - 電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 - 機器点検用に点検口を設けること。		
・紙巻き器、トイレットペーパー等が置けるように棚を設置すること。 ・掃除用具収納のため物入れ及び掃除流しを設置すること。 ・点検・修理のため床下ビットを設置すること。 ・便所周りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・10 m程度の大きさとすること。 ・10 m程度の大きさとすること。 ・10 m程度の大きさとすること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ 明口部には、網戸を設置すること。 ・開口部には、網戸を設置すること。 ・明ロ部には、網戸を設置すること。 ・特路道具置場 ・10 m程度の大きさとすること。 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・検気対策を行うこと。 ・病は上げは、防水性を有すること。 ・検気対策を行うこと。 ・接外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・20 m程度の大きさとすること。 ・20 m程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部から場会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・20 m程度の大きさとすること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部のの勝手口を設けること。 ・外部の勝手口を設けること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する関口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーデンレールの可法は、原則として建具幅十200mmとすること。 ・名室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
 掃除用具収納のため物入れ及び掃除流しを設置すること。 点検・修理のため床下ビットを設置すること。 ・便所周りに、洗価手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・事務室として利用できる管理人室を設けること。 ・10 ㎡程度の大きさとすること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・別口部には、網戸を設置すること。 ・期口部には、網戸を設置すること。 ・期口部には、網戸を設置すること。 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・疾仕上げは、防水性を有すること。 ・接気対策を行うこと。 ・接気対策を行うこと。 ・接外消滞に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・4 会室に近接して設けること。 ・4 外部・内部より利用できるようにすること。 ・4 外部のの競手口を設けること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・株性上げは、防水性を有すること。		
・点検・修理のため床下ピットを設置すること。 ・便所周りに、洗面手洗器及び化粧鏡を設置すること。 ・事務室として利用できる管理人室を設けること。 ・10 ㎡程度の大きさとすること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ 沢井高さは、2,400 mm程度とすること。 ・ 別口部には、網戸を設置すること。 ・ 別口部には、網戸を設置すること。 ・ 別口部には、網戸を設置すること。 ・ 別口部程度の大きさとすること。 ・ 別口部とした。 ・ 外部より利用できるようにすること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 接外対策を行うこと。 ・ 接外が潜揺に必要な道具を保管する帯除道具置場を設けること。 ・ 空識机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・ 生会蓋に近接して設けること。 ・ 外部への部より利用できるようにすること。 ・ 外部へり番よりに設けること。 ・ 外部への機手口を設けること。 ・ 外部への機手口を設けること。 ・ 外部への手に可する関口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・ 各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・ 連動規模に応じた防災設備を各法規に合数するよう設置すること。 ・ 機器点検用に点検口を設けること。 ・ 機器に検知に自検口を設けること。 ・ 機器に検知に自検口を設けること。 ・ 機器に検知に自検しを設けること。		
管理人室 ・事務室として利用できる管理人室を設けること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・房の機構を開かれている。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・房の場には、網戸を設置すること。 ・開口部には、網戸を設置すること。 ・時常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を偏蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。・外部より利用できるようにすること。・外部から集会所の健で解綻できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・疾仕上げは、防水性を有すること。・持慮対策を行うこと。・持慮対策を行うこと。・持慮対策を行うこと。・持能が対策を行うこと。・持能が対策を行うこと。・実会が清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。・20 ㎡程度の大きさとすること。・20 ㎡程度の大きさとすること。・集会室に接して設けること。・外部・内部より利用できるようにすること。・外部・内部より利用できるようにすること。・外部・内部より利用できるようにすること。・外部から集会所の健で解綻できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・床仕上げは、防水性を有すること。・床仕上げは、防水性を有すること。・未会所と同一のシリンダーを使用すること。・実会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅十200mmとすること。・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。・機器点検用に点検口を設けること。・機器点検用に点検口を設けること。・機器点検用に点検口を設けること。・機器点検用に点検口を設けること。・機器点検用に点検口を設けること。・機器点検用に点検口を設けること。		
 管理人室 ・事務室として利用できる管理人室を設けること。 ・10 ㎡程度の大きさとすること。 ・ルームエアコンを設置すること。 ・ 沢井高さは、2,400 ㎜程度とすること。 ・ 開口部には、網戸を設置すること。 ・ 開口部には、網戸を設置すること。 ・ 別の部程度の大きさとすること。 ・ 別の部程度の大きさとすること。 ・ 外部より利用できるようにすること。 ・ 外部より利用できるようにすること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう。 ・ 接気対策を行うこと。 ・ 接気対策を行うこと。 ・ 接続が養を保管する掃除道具置場を設けること。 ・ 全離れを輸子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・ 20 ㎡程度の大きさとすること。 ・ 集会室に近接して設けること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 本性上げは、防水性を有すること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 集会室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・ 連物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・ 機器点検用に点検口を設けること。 ・ 機器点検用に点検口を設けること。 		
- 10 ㎡程度の大きさとすること。 - ルームエアコンを設置すること。 - ルームエアコンを設置すること。 - ア井高さは、2,400 mm程度とすること。 - 開口部には、網戸を設置すること。 - 開口部には、網戸を設置すること。 - 非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。 - 非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。 - 非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。 - 外部より利用できるようにすること。 - ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 - ・接外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 - ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 - ・全の情報度の大きさとすること。 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	hohe arra I	
・ルームエアコンを設置すること。 ・天井高さは、2,400 mm程度とすること。 ・開口部には、網戸を設置すること。 ・非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・換気対策を行うこと。 ・結露対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部のの勝手口を設けること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ (換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・室間行近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電制用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。	管埋人室	
・天井高さは、2,400 mm程度とすること。 防災備蓄倉庫兼 掃除道具置場 ・非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。・外部より利用できるようにすること。・外部より利用できるようにすること。・外部より利用できるようにすること。・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・接気対策を行うこと。・接気対策を行うこと。・接端対策を行うこと。・結構対策を行うこと。・結構対策を行うこと。・結構対策を行うこと。・経験があること。・屋外の清掃に必要な道具を保管する管理倉庫を設けること。・全職の大きさとすること。・20 m程度の大きさとすること。・外部・内部より利用できるようにすること。・外部・内部より利用できるようにすること。・外部・内部より利用できるようにすること。・外部から集会所の鍵で解旋できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。・床仕上げは、防水性を有すること。・集会所と同一のシリンダーを使用すること。・床仕上げは、防水性を有すること。・集会所と同一のシリンダーを使用すること。・ままないの勝手口を設けること。・集会所と同一のシリンダーを使用すること。・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。・を室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。・ままは、ままないのでは、ままないるいでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、まないのでは、ままないるいでは、ままないのでは、ままないのでは、ままないのでは、ままな		, · · · - · · · · · · · · · · · · ·
 ・開口部には、網戸を設置すること。 ・非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。 ・10 ㎡程度の大きさとすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・挽気対策を行うこと。 ・ 接露対策を行うこと。 ・ 接露対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・ 屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・ 全職机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・ 20 ㎡程度の大きさとすること。 ・ 集会室に近接して設けること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう。 ・ 水部から集会所の鍵で解錠できるよう。 ・ 水性上げは、防水性を有すること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・ 各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・ 建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・ 機器点検用に点検口を設けること。 		
 防災備蓄倉庫兼 掃除道具置場 ・非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物資等を備蓄する防災備蓄倉庫を設置すること。 ・りのが程度の大きさとすること。 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・接気対策を行うこと。 ・接気対策を行うこと。 ・連外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 管理倉庫 管理倉庫 ・会議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 その他 その他 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・ご関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	14 /// /# # A # 24	
 ・外部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・換気対策を行うこと。 ・結露対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・全議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部小の離り利用できるようにすること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・換気対策を行うこと。 ・結露対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する管理倉庫を設けること。 ・名離れや椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・20㎡程度の大きさとすること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。	掃除追具直場 	
・床仕上げは、防水性を有すること。 ・ 換気対策を行うこと。 ・ 接属対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・ 屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・ 全議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・ 20 ㎡程度の大きさとすること。 ・ 集会室に近接して設けること。 ・ 外部・内部より利用できるようにすること。 ・ 外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・ 床仕上げは、防水性を有すること。 ・ 外部への勝手口を設けること。 ・ 集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・ 各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・ 建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・ 機器点検用に点検口を設けること。		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
 ・換気対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・会議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
 ・結露対策を行うこと。特に、外壁に面する場合は通気孔を設けること。 ・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・会議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・重話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
・屋外の清掃に必要な道具を保管する掃除道具置場を設けること。 ・会議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・ 水部への勝手口を設けること。 ・ 集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・ 玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・ 電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・ 建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・ 機器点検用に点検口を設けること。		
 管理倉庫 ・会議机や椅子・備品・資機材等を保管する管理倉庫を設けること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・支関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
・20 ㎡程度の大きさとすること。 ・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。	************	
・集会室に近接して設けること。 ・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。	管埋倉庫	
・外部・内部より利用できるようにすること。 ・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
・外部から集会所の鍵で解錠できるよう、集会所と同一のシリンダーを使用すること。 ・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
・床仕上げは、防水性を有すること。 ・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
・外部への勝手口を設けること。 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
 ・集会室、和室、管理人室等の外部に面する開口部には、アルミ製ダブルのカーテンレール及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 	7 0 11.	
及びカーテン・レースカーテンを取り付けること。カーテンレールの寸法は、原則として 建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適 宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。	その他	
建具幅+200mmとすること。 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
 ・各室に照明器具、スイッチ(換気用は確認表示灯付)、コンセント、テレビユニットを適宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。 		
宜設置すること。 ・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
・玄関付近及び各室に、室名札を設置すること。 ・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
・電話用モジュラージャックを集会室と管理人室に設置すること。 ・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
・建物規模に応じた防災設備を各法規に合致するよう設置すること。 ・機器点検用に点検口を設けること。		
・機器点検用に点検口を設けること。		
・便所は、災害時に使用できるよう耐震性の排水管とすること。		
		・便所は、災害時に使用できるよう耐震性の排水管とすること。

・建屋付近に、災害時に使用できる20トンの埋設貯留タンクと揚水ポンプを設置すること。

■駐車場

- ・建替住宅の良好な居住環境を確保することを優先し、配置すること。
- ・駐車場の配置は、無断駐車されにくいよう配慮された計画とすること。
- ・駐車施設内の車路の有効幅員は、5.5m以上とすること。
- ・車いす用駐車区画は第1工区に1区画、第2工区に6区画を住棟出入口に近い場所に整備すること。
- ・車いす用駐車区画は、エントランス近く又は各戸のバルコニー近くに確保するなど車いす 利用者の移動動線に配慮するとともに、雨天時の利用に配慮すること。
- ・排気ガスが直接住戸に当たらないよう配慮すること。
- ・駐車場に接する場所に樹木等を設置する場合は、枝張りや落葉により車両に支障をきたさ ないように計画すること。
- ・駐車場番号は室番号ではなく、通し番号等で表示することとし、車いす対応住戸用駐車区 画には、国際シンボルマークを表示すること。
- ・それぞれの駐車区画に取り外し可能なネームプレートを設置すること。
- ・建替住宅用地への車両の出入口については、照明を設け、十分な間口と見通しを確保すること。
- ・防犯上や通行上の安全性等を考慮して、必要な箇所に、常夜灯、防犯灯を配置すること。
- ・外灯は LED 灯 (ポール: 地上高 3.5~4m、基礎共) とすること。
- ・灯具は周辺敷地に迷惑を与えない形状のものを選定すること。
- ・常夜灯、防犯灯の点滅は、自動点滅器とタイマーを組み合わせ、系統別に制御し、電力量 の削減に配慮すること。
- ・車両のヘッドライトによる周辺への光害に配慮すること。
- ・駐車区画にはタイヤ止めを設置すること。
- ・排水設備については、U字側溝かL型側溝の構造物等による確実な排水機能を有するものとすること。
- ・消防用活動空地は、駐車場区画として兼用しないこと。
- ・駐車場の舗装は、原則アスファルト舗装とし、アスファルト厚は耐久性に配慮し適切に設定すること。

■自転車置場

- ・自転車置場に通ずる通路の幅員は、原則 1.8m以上確保すること。
- 転倒防止策を講じること。
- サイクルラックは不可とする。
- ・チェーン使用可能なバーラック等の盗難防止措置を講ずること。
- ・天井又は内壁にガード付き照明を設置し、照明器具は防雨型 LED 灯 (一体型) とする。ただし、自転車置場を建替住宅の1階に設置する場合は、防湿型 LED 灯 (一体型) とする。

■ごみ置場

- 鉄筋コンクリート造とすること。
- ・屋根及び出入口を設置すること。
- ・清掃等用に給水設備としてキー式水栓を設けるとともに、排水及び照明設備を設置すること。
- ・ごみ置場に、中低木の手入れ道具や外構の清掃道具等を収納可能な物置を設置すること。

■公園・緑地・通路等

ふれあい交流 公園

- ・入居者の利便を確保するとともに、作動する遊具を設置しないなど児童等の安全を確保し た適切なものとすること。
- ・建築物等により可能な限り終日日影とならないように配慮すること。
- ・遊具やベンチ等を適宜配置すること。
- ・植栽等を適切に配置すること。
- ・かまどベンチ、ソーラー照明をそれぞれ2か所以上を設置すること。
- ・砂場の設置は不可とする。
- ・道路や通路に面する部分に子どもの飛び出し防止柵を講じること。

緑地	・植栽は、維持管理することを考慮して、管理の容易な樹種、高さ、本数、配置計画を行い 過度な植栽は行わないこと。 ・植栽の配置については、防犯上死角となる位置や住戸際、各建物際、照明施設周辺等は避 け計画すること。
通路	 ・ベビーカーや車いすの通行に配慮した仕様とすること。 ・降雨による路面の防滑に配慮すること。 ・排水設備については、路肩部でU字側溝かL型側溝の構造物等による確実な排水機能を有するものとすること。 ・通路に階段を設置する場合は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手摺又は傾斜路を設けること。 ・通路の舗装は透水性舗装とすること。

■その他	
外灯	・防犯上や通行上の安全性等を考慮して、ふれあい交流公園及び通路等の付帯施設の必要な 箇所に、常夜灯、防犯灯を配置すること。 ・外灯は LED 灯(ポール:地上高 3.5~4m、基礎共)とすること。 ・灯具は周辺敷地に迷惑を与えない形状のものを選定すること。 ・常夜灯、防犯灯の点滅は、自動点滅器とタイマーを組み合わせ、系統別に制御し、電力量 の削減に配慮すること。
団地案内板	・団地敷地案内板を設置すること。 ・障がい者への配慮をしたものとすることとし、案内板の表示方法については、実施設計時 に市と協議すること。
場内埋設管	・給排水管、ガス管、電気配線管等の埋設は、維持管理がしやすいよう、原則として構造物 の真下部分に設けないこと。
防犯カメラ	 ・防犯カメラにより撮影された映像・音声データ(以下「データ」という。)を記録する記録媒体が盗難されないよう施錠等の措置を施すこと ・データの保存期間は2週間とし、保存期間を経過した記録データは自動消去されるようにすること。 ・ユーザーID・パスワード等の設定により操作者を限定できるようにすること。 ・必要最小限の台数とすること ・撮影対象区域が必要最小限度となるようにすること ・防犯カメラを設置していることを表示する掲示板を設置すること。詳細については市と協議すること。 ・カメラからのデータを無線により記録媒体へ記録するものは不可とする。

第 4 外部標準仕上表

※なお、ここに示す仕上げは市が求める最低限の水準であり、規格製品等の使用を規制するものではない。

■建替住宅等	■建替住宅等			
外壁	外装複層塗材			
外壁 (巾木)	防水モルタル金コテ			
屋根、屋上	勾配屋根(原則):カン合式瓦棒葺き(フッ素塗装鋼板)			
	屋上:コンクリート保護断熱露出アスファルト防水			
バルコニー	壁:コンクリート打ち放し補修の上外装複層塗材			
	天井:コンクリート打ち放し補修の上外装薄塗材			
	床:塗布防水の上モルタル金コテ又は防滑性塩ビシート、適所に目地切			
	巾木:打ち放し補修の上塗布防水			

共用廊下·	壁:コンクリート打ち放し補修の上外装複層塗材
	天井:コンクリート打ち放し補修の上外装薄塗材
	床:塗布防水の上モルタル金コテ又は防滑性塩ビシート、適所に目地切
	巾木:打ち放し補修の上塗布防水又は防水モルタル金コテ、適所に目地切
共用階段	壁:コンクリート打ち放し補修の上外装複層塗材
	天井:コンクリート打ち放しの上外装薄塗材
	床:防水モルタル金コテ、真鍮ノンスリップ W=40
	巾木:防水モルタル金コテ、適所に目地切
塗装	鉄部:耐候性塗料 DP
	木部:耐候性塗料 DP 又は合成樹脂調合ペイント
	鋼製建具:耐候性塗料 DP 又は合成樹脂調合ペイント
	バルコニー隔壁:つや有合成樹脂エマルジョンペイント

第 5 内部標準仕上表

※なお、ここに示す仕上げは市が求める最低限の水準であり、木質パネルによる内装材の規格製品等の使用を 規制するものではない。

■建替住宅等					
○住戸内					
室名	仕上げ				
	床	巾木	壁	天井	その他
玄関	ビニル床シート 厚さ 2.5	塩ビ巾木	ビニールクロス	ビニールクロス	
廊下・ホール	フローリング	化粧造作材	ビニールクロス	ビニールクロス	
洋室	フローリング	化粧造作材	ビニールクロス	ビニールクロス	
和室	畳	畳寄せ	ビニールクロス	ビニールクロス	
(L・) D・K (兼居間)	フローリング	化粧造作材	ビニールクロス	ビニールクロス	
浴室	_	_	_	_	ユニットバス
洗面・脱衣室	CF 床シート 厚さ 3.5	塩ビ巾木	耐水プラスターボ ード又はラワン合 板 (I) 厚さ 4.0 ビニールクロス	ビニールクロス	
便所	CF 床シート 厚さ 3.5	塩ビ巾木	耐水プラスターボ ード又はラワン合 板 (I) 厚さ 4.0 ビニールクロス	ビニールクロス	
押入	しな合板(Ⅱ)厚さ 9.0 中棚天袋:しな合 板(Ⅱ)厚さ5.5	雑巾摺	しな合板(Ⅱ)厚さ 2.5	しな合板(Ⅱ)厚さ 2.5	
物入	しな合板(Ⅱ)厚さ 9.0 中棚天袋:しな合 板(Ⅱ)厚さ5.5	雑巾摺	しな合板(Ⅱ)厚さ 2.5	しな合板(Ⅱ)厚さ 2.5	

〇共用部・EV 等	· 等				
EV ホール(1 階)・玄関ホー ル	150 角磁器質タイル	モルタル金 コテ押え H=100	外装複層塗材	外装薄塗材	
EV ホール(一 般 階)	塗膜防水、防水モル タル、合成樹脂塗床	モルタル金 コテ H=100	外装複層塗材	外装薄塗材	
専用倉庫	防水モルタル金コ テ	防水モルタ ル金コテ H=100	コンクリート打 放し	コンクリート打放 し	
MB・PS・MDF 室・その他倉庫	モルタル金コテ	モルタル金 コテ H=100	コンクリート打放 し	コンクリート打放 し	
○集会所					
室名			仕上げ		
	床	巾木	壁	天井	その他
玄関	150 角磁器質タイル	磁器質タイル	ビニールクロス	岩綿吸音板	
ホール	長尺シート	塩ビ巾木 H60	ビニールクロス	岩綿吸音板	
集会室	CF 床シート 厚さ 3.5	塩ビ巾木 H60	ビニールクロス	岩綿吸音板	
物入	長尺シート	塩ビ巾木 H60	ビニールクロス	化粧石膏ボード	
和室	畳	畳寄せ	ビニールクロス	化粧石膏ボード	
押入	しな合板	雑巾摺	しな合板	しな合板	
便所	ビニル床シート	塩ビ巾木 H60	ビニールクロス	ビニールクロス	
湯沸室	ビニル床シート	塩ビ巾木 H60	ビニールクロス	ビニールクロス	
管理人室	CF 床シート 厚さ 3.5	塩ビ巾木 H60	ビニールクロス	岩綿吸音板	
防災備蓄倉庫兼 掃除道具置場	防水モルタル金コ テ	防水モルタ ル金コテ H=100	コンクリート打 放し	コンクリート打放し	
管理倉庫	防水モルタル金コ テ	防水モルタ ル金コテ H=100	コンクリート打 放し	コンクリート打放し	

第6 電気設備

■電気設備	
基本事項	 ・環境に配慮した、エコケーブルを採用すること。 ・自然採光を積極的に取り入れるなど、照明負荷の削減について十分配慮した計画とすること。 ・ケーブル配線において、壁内立下り部は釘打ち等による損傷を受けないよう、また、保守が可能となるよう配管工事を施すこと。また、配管は自己消火性のあるPF管とすること。 ・電気室は浸水対策を施すこと。

受電設備 <契約種別・区分> ・住宅部分は各戸契約とし、共用設備及び付帯施設は電気種類別契約とすること。 <電力量計>(取付箇所) ・住宅部分:メーターボックス内 ・共用設備及び付帯施設:計量に適当な場所 棟内共用(電灯、動力)は棟毎、別棟の場合 のポンプ室(電灯、動力)、駐車場、集会所(電灯、動力)は個別に計量可能とするこ と。 <受電方式> ・原則として高圧受電とし、最寄りの棟内関西電力電柱へ地中埋設で立ち上げるか、又は、 構内引込柱で架空電線を受け、以降地中埋設とすること。 ・借室電気室及び自家用電気室は必要に応じて設けること。借室電気室の外壁に非常対策用 ケーブル貫通口(1250)を布設すること。また、貫通口は雨水等が浸入しないよう、壁 内外面をステンレスプレート等で防護すること。 浸水対策を施すこと。 共用部幹線 <引込開閉器盤> ・ステンレス製とする。盤内の住棟以外の分岐開閉器は必要に応じて漏電遮断器とするこ ・住棟内地中幹線は、昇降路(エレベーターシャフト)を回避した位置に配管を布設するこ ・幹線布設用の地中梁スリーブは、強電と弱電に分けて設け、スリーブの口径は、住棟の階 数・住戸数によって決定すること。 ・廊下・階段灯、屋外灯、昇降機、給排水ポンプ及び換気ファン等の付帯設備の負荷算定は 実負荷とし、需要率は100%とすること。 住宅用幹線 ・電気方式は単相3線式(100V/200V)とすること。 ・一般住戸の1住戸当たりの使用電力容量(想定)は、1DK: 3.0kVA、2DK・2LDK・車いす 2DK: 4.2kVA、3DK·3LDK: 5.4kVA に電気調理器分(4kVA)を加算したものとすること。 ・幹線サイズの決定は下記による。 ・需要率を考慮せず負荷電流と許容電流より幹線サイズ(太さ)を決定のこと。 ・決定された幹線サイズ(太さ)に対して、需要率を考慮して電圧降下を計算すること。 ・電圧降下は2%以下を目標とし、これを上回る場合は幹線サイズ(太さ)を見直すこと。 なお、需要率は内線規程 資料 3-6-1 (給湯器を電気とする場合は 3-6-2) による。 ・需要率を考慮した負荷電流より住戸用幹線の開閉器容量を決定すること。なお、需要率は 同上とする。 ・幹線分岐を行う場合は、内線規程による。 ・幹線の最小サイズ (太さ) は 14m ㎡とすること。 ・電気室から住棟に引き込む場合の住戸用幹線の予備配管は原則2本とし、配管サイズは住 棟で使用する最大のものとすること。 ・住戸分電盤の主幹は、以下のとおりとすること。 1DK・2DK・2LDK・車いす 2DK: ELB3P50A 3DK • 3LDK : ELB3P60A 不平衡とならないよう配慮すること。 電灯・コンセン ・照明器具、コンセント等配管配線工事及び幹線工事、非常照明、誘導灯等の防災設備など ト設備 は、関連法令に基づき設置すること。 ・照明機器は、LED機器とする。 ・照明器具に付着する埃等衛生面に配慮した器具を選定すること。 ・水を扱う諸室、機器には、漏電対策に十分留意すること。 ・破損に強く、入手の容易なものとすること。 ・共用部(ホール、廊下、階段、自転車置場、屋外灯等)の照明は、深夜の間引き点灯を考 慮し、自動点滅器およびタイマーによる適切な機能を持った点灯方式とすること。 ・駐車場には、単独で自動点滅器を設置すること。 スイッチ類はワイドスイッチとすること。

	・電動カート置場には各置場ごとに充電用鍵付きコンセントを設置すること。
通信・情報設備	 ・電話:幹線布設用ケーブルラック及び配管、端子盤などを設置すること。 ・電話設備については、電話用配線を実装すること。なお、配線については保守が可能となるよう、隠ぺい部分等は配管工事を施すこと。 ・電話会社との協議により電話引込にRT装置(光アクセス装置)が必要となった場合は、専用の部屋またはスペースを設け、機器用電源、照明、保守用電源、換気等の設備を設置すること。また、電力供給は、電力会社と電話会社が直接取引可能となるようにすること。 ・テレビ共同受信設備については、CATV又は共同アンテナ設置すること。 ・地上デジタル放送およびケーブルテレビに対応した設備とすること。 ・テレビ共同受信設備の配線系統は、各住戸が端末となるよう布設すること。また、配線はテレビジョン受信用同軸ケーブルとし、最終分配以降は5C、それ以外は7Cを基本とすること。 ・各住戸へ各社光ファイバのケーブルの配線が可能な弱電端子板の大きさ、配管を確保し、各戸インターネット接続が可能とすること。
防災設備	・建築基準法、消防法に定める防災設備を設置し、災害時の人命及び設備の保守を確保すること。
防災配線及び	・総務省令第40号および告示基準に基づくこと。
機器	・全戸に、緊急警報装置を設置し、浴室・浴槽(防沫型)、便所には押しボタンを取付け、
	また車いす2DKは居室に握りボタンを取付け、住戸用受信機(住宅情報盤)を介して玄
	関先の共用廊下(戸外表示器)に警報音を報知すること。 また、外部から警報音解除可
	能なものとすること。

第7 機械設備

为 / 1及1及以 川	
■機械設備	
基本事項	・配管は設備配管スペース内に納めること。(メンテナンスを考慮した配置)
	・住戸の専用配管を他の住戸内に設置しないこと。
	・廊下側に給排水設備を集約すること。
	・専用配管と共用配管の接合部及び共用配置のバルブが仕上げ材等に隠蔽されている場合に
	は、主要接合部等を点検するために必要な開口又は点検口による清掃を行うために必要な
	開口を設けること。
	・給水・排水・給湯を十分供給しうる設備を適切に設置すること。
	・ポンプについては、浸水対策を施すこと。
屋外給水設備	・道路内の市上水道本管より分岐し、住戸系統と共用系統の2系統に分け供給すること。
	・住戸系統:直結増圧給水方式とすること。
	・共用散水系統:市上水道直圧により供給すること。 (専用メーター取付)
	・集会所系統:市上水道直圧により供給すること。 (専用メーター取付)
	・植栽の水やり等に使用できるよう適宜キー式散水栓(水栓柱共)を設置すること。
屋内給水設備	・台所、洗面ユニット、洗濯機、浴槽、シャワー、便所及び給湯器へ供給すること。
	・各所への給水はさや管ヘッダー方式により供給すること。ヘッダーの取付け位置は点検が
	容易な場所とすること。
計器類	・各戸の PS に 20mm の量水器を設置すること。
	・各戸の PS にガスメーターを設置すること。
排水設備	・汚水と雑排水は、事業用地内の合流枡までは別系統とすること。
	・放流先は公共下水道とすること。
	・各系統ごとに適切な通気管(伸長通気)を設けること。
	・潜熱回収型給湯器のドレン管は、間接排水とし、MB内に専用立管を設置し、建物外でト
	ラップ枡を介して屋外排水管に放流すること。

給湯設備	・台所、洗面所、浴室の3か所に供給すること。				
	・16 号ガス給湯器潜熱回収型 高温差湯 追い炊き循環タイプ(グリーン購入法適合品)とす				
	<u>ること。</u>				
	・給湯器は PS や MB 等の扉内に設置すること。				
	・機器の決定にあたっては、将来の維持管理コスト(機器修繕、取替等)を試算したうえで				
	建物所有者に有利なものを提案すること。				
	・給湯器の機能は、自動お湯はり、追い炊き、足し湯が可能なものとすること。				
	・適宜付属品を設置すること。リモコンは台所と浴室に設置すること。				
	・給湯方式は、さや管ヘッダー方式とすること。				
	・入居者に対する機器の取扱説明等、周知対応を事業者で行うこと。				
換気	・各室には換気小窓(サッシに附属しているもの)又はこれに代わる換気設備を有効に設				
	け、玄関ドア以外の住戸内建具には、アンダーカット又は通風用として機能上問題となら				
	ない開口を設けること。				
	・住戸内の気流を有効に働かせるよう、24時間機械換気設備ファンを適切な場所に設ける				
	こと。				
	・台所、便所、浴室及び洗面脱衣室は強制換気すること。				
	・台所は単独排気とし、レンジフードファン連動給気口または給排気同時型レンジフードを				
	設けること。				
	・設置する換気設備は、結露対策を施すこと。				
	・新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気設備を設置すること。				
	・排気フードは、必要に応じて防火ダンパーを適切に設置すること。				
衛生器具	・洗面化粧台は W600mm の化粧鏡付き、照明、コンセント付き、シングルレバー混合水栓と				
	すること。				
	・車いす対応住戸については、車いす対応専用のものとすること。				
	・洗濯機パンは 800mm×800640mm とすること。				
	・浴室の水栓金物はサーモスタット式でシャワー付とすること。				
	・車いす対応住戸の浴室については、サーモスタット式シャワー混合栓とスライドバーを2				
	組設置のこと。				
	・各居室にガスコンセントを設置すること。				
	・台所の水栓はシングルレバー混合水栓とすること。				
	・便器は洋式節水型とすること。便座はウォームレット付き(集会所の便座はウォシュレッ				
201/17-1-11-20-7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	ト付)とする。				
消防用設備等	・関係法令等に基づき、必要な設備を設置のこと。				

第8 共用部・各戸電灯コンセント設備 機器リスト

■共用部電灯コンセント設備 機器リスト		
場所	仕様	備考
共用廊下	LED	一体型蛍光灯 20W1 灯相当
		詳細は別紙 1-4 に記載
住棟出入口及び玄関ホール	LED	一体型蛍光灯 20W1 灯相当
EVホール	LED	一体型蛍光灯 20W1 灯相当
階段・階段室	LED	一体型蛍光灯 20W1 灯相当
倉庫	LED	
給水ポンプ室	LED	
電気室	LED	

	セント設備 機器リスト	71 134	/+++»
<u>室名</u>	設備名	仕様	備考
左関	玄関灯(ダウンライト)	LED ランプ (E26)	蛍光ランプ 15W 相当
	玄関灯用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	廊下灯 (ダウンライト)	LED ランプ (E26)	蛍光ランプ 15W 相当
	廊下灯用スイッチ	ワイドハンドル形 (3	
		路)2か所(位置表示灯	
		付)	
	一般用コンセント	2P15A×2	
計室	引掛ローゼット	コンセント付	
洋室・和室)	引掛ローゼット用スイッチ	ワイトドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	エアコン用コンセント	2P15A/20A×1、ET 付	
		(専用回路)	
	一般用コンセント	2P15A×2 各室 2 か所	
	テレビ端子	デジタル・CATV 双方向	
	(1 端子形プラグ共)	対応型	
	非常用握りボタン	壁埋込メタルコンセン	車いす 2DK のみ
		ト、コード長:3m	
(L •) D • K	棚下灯	LED 灯	蛍光灯 20W 相当(プルスィ
			ッチ)
	棚下灯用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	電気調理器用コンセント	250V2P15/20A×1	
		(専用回路)	
	引掛ローゼット	コンセント付 1~2か	
		所	
	引掛ローゼット用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	キッチン照明	LED	ダイニングとキッチンが一
			体の場合は引掛ローゼット
			とする。
	キッチン照明用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	一般用コンセント	2P15A×2 2か所	
	冷蔵庫用コンセント	2P15A×2 ET 付(専用回	
		路)	
	流し台用コンセント	2P15A×2 ET 付	
	レンジフードファン用スイッチ	ワイドハンドル形	
		入・切(確認表示灯	
		付)及び強・弱	
	レンジフード照明用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	エアコン用コンセント	2P15A/20A×1、ET付	
		(専用回路)	
	電話用ジャック	モジュラージャック	
		(埋込型)	
	電話用中継プレート		
	非常警報用中継プレート		

	給湯器リモコン用ボックス		
	テレビ端子	デジタル・CATV 双方向	
	(1 端子形プラグ共)	対応型	
浴室	浴室用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	天井扇用スイッチ	ワイドハンドル形	
		入・切(確認表示灯	
		付)及び強・弱	
	風呂リモコン用ボックス		
	浴室灯	LED	
	非常用押ボタン	埋込防沫型 2か所	
洗面・脱衣室	ダウンライト	LED ランプ (E26)	蛍光ランプ 15W 相当
	洗面・脱衣灯用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	洗面ユニット用コンセント	2P15A×1	
	洗濯機用コンセント	2P15A×2 ET 付	
	天井扇用スイッチ	ワイドハンドル形	
		入・切(確認表示灯	
		付)及び強・弱	
便所	ダウンライト	LED ランプ (E26)	蛍光ランプ 15W 相当
	便所灯用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(位置表示灯付)	
	便座暖房用コンセント	2P15A×1 ET 付	
	天井扇用スイッチ	ワイドハンドル形	
		(確認表示灯付)	
	非常用押ボタン	埋込型	

※共通事項

- ・住戸内スイッチは名前付ワイドスイッチとすること。
- ・配線器具は埋込型とし、そのプレートは、住戸内:樹脂製、住戸内以外:新金属とすること。
- ・配線器具、照明器具等の取付位置にはボックスを設けること。
- ・引掛シーリング部のボックスは、スラブその他の構造体に吊りボルト、ボルト等で取り付けること。
- ・コンセントの送り端子は使用不可とする。
- ・スイッチについては、必要に応じて1か所にまとめてもよいものとする。また、火元から離すこと。
- ・住戸内のダウンライトは球替えが容易な機種を選定すること。